

一般社団法人日本核医学会専門医制度に関する規定

第1章 総則

(目的)

第1条 核医学診療に優れ、放射性物質の安全取扱いに習熟した臨床医を養成し、診療水準の向上をはかり、社会に貢献することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、一般社団法人日本核医学会は「核医学専門医」(以下、専門医)を認定する。

第2章 委員会

(組織)

第2条 この制度の運営にあたるために、日本核医学会教育・専門医審査委員会(以下、委員会)をおく。

(構成)

第3条 委員長は教育・専門医審査委員会担当理事が当たる。

2 委員長は副委員長ならびに委員を推薦し、理事会の承認を得て委員会を構成する。

3 委員長は必要に応じて委員会を招集する。

4 委員は地域性を考慮するものとし、委員の数は委員長が提案し、理事会で決定する。

5 日本専門医認定制機構担当理事は委員会に出席する。

6 その他、委員長が必要と認めたものは委員会に出席できる。ただし、専門医審査の審議事項に関しては、医師以外の委員の参加はオブザーバ資格とする。

(任期)

第4条 委員の任期は4年とし、2年毎に半数が交替する。交替の時期は理事会の改選に合わせる。

(業務)

第5条 委員会は次の業務を行う。

(1) 専門医制度全体の統括

(2) 専門医制度に関する規約、規則の制定

(3) 専門医制度に関する業務を遂行する小委員会の設置

(4) その他専門医に関する一切の業務

第3章 小委員会

(組織)

第6条 委員会のなかに、専門医制度に関する業務を遂行するカリキュラム、専門医資格認定、専門医試験、施設認定、指導者選定、教育の小委員会をおく。

(構成)

第7条 小委員会の委員長および委員は、教育・専門医審査委員会委員のなかから教育・専門医審査委員会により選ばれ、理事会の承認を得る。

2 小委員会の委員長は必要に応じて小委員会を招集する。

3 その他、小委員会の委員長が必要と認めたものは小委員会に出席できる。ただし、専門医審査の審議事項に関しては、医師以外の参加はオブザーバ資格とする。

(任期)

第8条 教育・専門医審査委員会委員としての任期が終了すれば、小委員会の委員長および委員の任期も終了する。

(業務)

第9条 各小委員会は下記の業務を行う。

(1) カリキュラム小委員会：カリキュラムの作成、修練方略その他修練内容に関する事を審議決定する。

(2) 専門医資格認定小委員会：専門医の認定に関する業務を行う。

(3) 専門医試験小委員会：専門医試験の実施、試験問題作成、成績集計などを行う。

(4) 施設認定小委員会：教育施設の認定を行う。

(5) 指導者選定小委員会：指導責任者、指導担当医などの選定を行う。

(6) 教育小委員会：研修教育、生涯教育、指導者講習などの業務を行う。

第4章 教育施設

(要件)

第10条 教育施設である日本核医学会指定教育病院(以下、教育病院)は下記(1)~(4)のすべてを満たす施設をいう。

- (1) in vivo 並びに試料測定のコ医学検査施設があること。
- (2) 専門医が常勤医として在籍し、研修指導にあたること。
- (3) 学会専門医制度研修カリキュラムに基づく核医学研修を行いうる病院であること。
- (4) その他申請時に委員会がとくに認めた施設であること。

(申請)

第11条 教育病院の認定を申請する施設は、必要書類に所定の審査料を添えて学会に申請する。

(審査)

第12条 委員会は教育病院の申請書を審査し、条件を充たす施設に対して学会より教育病院の認定証を交付する。

(更新)

第13条 教育病院の指定更新は3年毎に行う。

第5章 教育病院における研修指導体制

(組織)

第14条 教育病院は、施設に勤務する専門医のなかから、研修指導体制の責任者として指導責任者（以下、指導責任者）を1名、研修医を直接指導する指導担当医（以下、指導担当医）を1～数名おく。なお、指導責任者は指導担当医を兼ねることができる。

(資格の取得)

第15条 指導責任者および指導担当医は、日本核医学会が定める指導者研修を予め修了していること。なお、修了していない場合は、指導責任者または指導担当医に任命されてから、2年以内に修了すること。

(資格の更新)

第16条 教育病院の更新時に、指導責任者および指導担当医も更新される。その際には、過去5年以内に開催された指導者研修を修了していること。

(資格の喪失)

第17条 指導責任者および指導担当医は、下記のいずれかの場合、その資格を失う。

- (1) 第15～16条を満たさなかった場合
- (2) 施設が教育病院の資格を失った場合
- (3) 施設における指導責任者および指導担当医の立場からはなれた場合
- (4) 専門医資格を失った場合
- (5) その他の理由により委員会が指導責任者および指導担当医の資格を満たしていないと判断した場合

(責務)

第18条 指導責任者は、教育病院の新規または更新申請時、日本核医学会専門医制度研修カリキュラムに基づいて作成した施設の研修プログラムを提出する。

2 指導担当医は、研修プログラムに基づき、研修医を指導する。

3 指導担当医は、個々の研修医の「研修目標の達成状況」を、12ヵ月を超えない一定の期間毎に評価する。

(認定の取り消し)

第19条 第14～18条の要件が満たされなかった場合、委員会は、理事会の承認を経て、教育病院としての認定を取り消すことができる。

第6章 専門医試験

(受験の要件)

第20条 専門医試験の受験の要件は、受験申請の時点で、下記(1)～(5)のすべてを満たすこと。

- (1) 日本核医学会の正会員であること。
- (2) 会費を完納していること。
- (3) 医師国家試験合格後5年以上経過していること。なお、平成16年4月の新医師臨床研修制度発足後に同制度による臨床研修（以下、初期臨床研修）を開始した場合、医師国家試験合格後6年以上経過していること。
- (4) 医師としての臨床経験が研修医の2年間を含んで5年以上あること。なお、新医師臨床研修制度発足後に初期臨床研修を開始した場合、医師としての臨床経験が初期臨床研修期間の2年間を含んで6年以上あること。
- (5) 前章の教育病院において、指導担当医の指導で所定のカリキュラムによる核医学診療並びに放射性物質安全取扱いの基礎事項の研修歴が5年以上あること。

(申請の方法)

第21条 専門医申請者は第20条の要件を満たし、下記の必要書類に所定の審査料を添えて学会に提出する。

- (1) 日本核医学会専門医審査申請書（履歴書、臨床研修など臨床経験歴を含む書類）

(2) 医師免許証のコピー

(3) 教育病院における5年以上の核医学研修についての指導責任者の証明書

(申請の期日)

第22条 専門医試験の受付は毎年5月30日までにを行う。

(試験問題)

第23条 試験問題は日本核医学会専門医制度研修カリキュラムによって出題する。

(合否判定)

第24条 専門医試験は、毎年6月末日までに行い、委員会で審査し合否を判定する。判定結果は、理事会の承認を得て、7月末日までに本人に通知する。

第7章 認定証の有効期間と資格更新

(更新制度)

第25条 専門医の核医学診療水準の保持と向上のために専門医の生涯教育を推進し、そのための更新制度を設け、日本核医学会専門医資格更新制度に関する規程（以下、更新規程）を定める。

(資格更新)

第26条 専門医は5年毎に専門医資格更新（以下、資格更新）を受けなければ引き続き専門医を呼称することができない。

(更新の要件)

第27条 資格更新の要件は下記(1)~(5)のすべてを満たすこと。

(1) 更新申請時に専門医であること。

(2) 過去5年間に核医学診療に従事したことがあること。なお、放射線の安全管理、教育などで核医学診療に関与した場合も含める。

(3) 更新申請時に過去5年間継続して会費を完納していること。

(4) 更新申請時に過去5年間に、更新規程の所定の単位を取得していること。なお、専門医資格更新に係る単位表および認定した学術集会と取得単位表は更新規程に定める。

(5) 更新申請時において、過去5年間に、学術総会に1回以上出席すること、および春季大会に1回以上出席して所定の専門医の更新に関連するセミナーを受講していること。

(更新の保留)

第28条 過去5年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間は、2年間までとし、保留期間中は、専門医を呼称することはできない。

2 保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養、産休育児等やむを得ない事情がある場合は、保留期間の延長を申請することができる。

(更新の方法)

第29条 更新を希望する者は、次の関係書類に審査料を添えて毎年所定の期日までに学会に提出する。

I 資格更新申請書

II 申請のための単位取得証明書

(1) 学術集会、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写し

(2) 演者としての単位申請は、それを証明するプログラム、抄録等の写し

(3) 学術論文発表の場合は、それを証明するその部分の写し

III 核医学診療従事実績報告書（診療従事40例リスト、およびその一部の報告書の写し、なお、放射線の安全管理、教育などで核医学診療に関与している場合、その内容を記した報告書、およびそれを裏付ける書類の写し）。

第8章 処罰と資格喪失

(処罰)

第30条 委員会は専門医が専門医としてふさわしくない下記I~Vの行為があった時には、理事会の承認を得て、専門医の資格を取り消すなどの処罰を行うことができる。

I 専門医資格取得における不正行為

(1) 申請書類などの虚偽

(2) 筆答試験における不正行為

(3) 認定証の名義改竄

II 医療事故

(1) 診療録の改竄や隠蔽工作

(2) 医療過誤

(3) 異状死届出義務違反

Ⅲ 違法な診療行為

- (1) 虚偽の表示や実績報告
- (2) 医療費の不正請求等

Ⅳ 生命倫理に反する診療行為

Ⅴ 医療法や放射線障害防止法等の放射性同位元素等の取扱いに関する違法行為

(処罰の報告)

第31条 前条の行為により処罰を受けたときは、日本専門医認定制機構にその旨を報告する。

(退会による資格喪失)

第32条 日本核医学会を退会したときには専門医の資格を失う。

第9章 費用

(専門医費用)

第33条 専門医の審査、認定のために規定の料金を徴収する。

- I 審査料は 30,000 円とする。
- II 認定料は 20,000 円とする。
- III 更新審査・認定料は 15,000 円とする。

(教育病院費用)

第34条 教育病院の審査（更新審査含む）、認定のために 10,000 円を徴収する。

附則：

- 1 この規定は、平成 15 年（2003 年）8 月から施行する。
- 2 第 1 回の資格更新の申請は、平成 20 年（2008 年）に行う。
- 3 専門医の資格を有する認定医および終身認定医には移行措置として繰上げの専門医の申請を受け付ける（2008 年 7 月 31 日まで）。
- 4 平成 2 年（1990 年）1 月施行の「日本核医学会認定医制度に関する規定」は前項の移行措置終了後、廃止する。
- 5 平成 17 年 1 月 24 日一部改定（教育病院に関する規定の一部変更）
- 6 平成 18 年 1 月 1 日一部改定（有限責任中間法人設立による一部変更）
- 7 平成 18 年 2 月 6 日一部改定（誤字・脱字・誤解を与える表現等の訂正）
- 8 平成 18 年 9 月 7 日一部改定（小委員会の設置、教育病院における研修指導体制の追加および資格更新の申請資格の一部変更）
- 9 平成 19 年 9 月 3 日一部改定（更新の保留および更新の方法の追加）
- 10 平成 20 年 12 月 1 日一部改定（一般社団法人への名称変更による一部変更）
- 11 平成 22 年 4 月 26 日一部改定（資格更新要件の一部変更）
- 12 平成 25 年 12 月 12 日一部改定（専門医資格名の変更、定款細則による任期の一部変更、試験問題の一部変更、資格更新の一部変更）